

裁判員等経験者との意見交換会議事概要

1 日時 平成27年10月2日（金）午後3時から午後5時まで

2 場所 岡山地方裁判所大会議室

3 参加者等

司会者 中 田 幹 人（岡山地方裁判所刑事部判事）

裁判官 松 田 道 別（岡山地方裁判所刑事部判事）

検察官 中 山 大 輔（岡山地方検察庁検事）

同 松 尾 宣 宏（岡山地方検察庁検事）

弁護士 東 川 芳 美（岡山弁護士会所属）

同 上 野 彰 大（岡山弁護士会所属）

裁判員等経験者

1 番 裁判員経験者

2 番 裁判員経験者

3 番 裁判員経験者

4 番 裁判員経験者

5 番 裁判員経験者

6 番 裁判員経験者

7 番 裁判員経験者

4 議事概要

司会

本日は7人の裁判員等経験者の方にお越しいただきました。裁判員等経験者との意見交換会は、全国でも行われておりますし、岡山地方裁判所においても、今回が8回目となります。これまでも裁判員等経験者の方の貴重な御意見をお伺いして、裁判員裁判の運営に役立ててまいりました。今回も忌憚のない御意見をお伺いして同様に生かしていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

松田裁判官

本日は、お忙しい中、意見交換会に御参加いただきありがとうございます。私は、昨年4月に岡山地方裁判所に参りましてから、十数件の裁判員裁判を担当しました。本日は、裁判員等経験者の皆様の忌憚のない御意見や御感想をお伺いして、今後の裁判員裁判の運営に生かしていきたいと思っております。本日はどうぞよろしく申し上げます。

中山検事

私は、平成23年から平成24年に岡山の検察庁に参りまして、その時一度意見交換会に出席しました。その際貴重な御意見をいただきまして、その後の仕事に役に立てて参りました。本日も貴重な御意見が伺えるものと期待して参っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

松尾検事

私は、初めて意見交換会に出席します。今年の2月から7月までの間に6件の裁判員裁判に立ち会いました。本日御出席の裁判員等経験者の方が担当された事件のうち3件に関与しました。今日は、貴重な御意見を賜りに参りました。裁判員等経験者の生の声が聞けるのは、貴重な機会だと考えていますので、今日は、忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようお願いいたします。

東川弁護士

岡山弁護士会の弁護士の東川（とがわ）と申します。意見交換会には初めて参加させていただきました。弁護士は、裁判官や検察官と比べて、裁判員裁判を経験をする機会が少なく、分かりにくいと言われることも多々あることから、裁判員等経験者の皆様の御意見を伺って、今後の弁護活動に生かしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

上野弁護士

私は、これまで3件の裁判員裁判の弁護を担当したことがあり、そのうち1件が本日御出席の裁判員等経験者の方が御担当された事件です。裁判員裁判の弁護を行うに当たって、いつも頭を悩ませるのは、どうやって分かりやすい裁判を行うかということです。なかなか裁判員等経験者の方々とお話をする機会もないため、今日は、貴重な機会と捉えて、今後の弁護活動のためにもいろいろ勉強させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

司会

続いて、それぞれの裁判員等経験者の方から、それぞれの体験を踏まえて、全般的な感想や御意見などをお伺いできればと思います。裁判員等経験者の方には、それぞれの事件を御担当されてから、かなり時間が経っているものもございますので、裁判員等経験者の方の記憶を取り戻していただくということと、傍聴されている方に裁判員等経験者の方がどのような事件を担当されたのかということを知っていただくために、冒頭、私からそれぞれの事件の概要について説明をさせていただきます。

1番の方が御担当された事件は、殺人被告事件です。被告人は事件当時、精神疾患を患っており、生後10か月の実子と心中をすることを思い立って、子供の首を両手で絞めるなどして殺害した事案です。この事件では、精神症状等についても問題となったと聞いています。この事件を御担当された1番の方に経験を踏まえた上での御意見や御感想をお伺いできればと思います。

1番

半年以上前の話なので、記憶から消えているところもありますが、覚えているところで話をしたいと思います。初めての経験でしたが、ためになることばかりでした。1時間おきに休憩が挟まれますが、その際に、分からないことの説明など、いろいろな話を聞くことができ、言葉が適切かどうかは分かりませんが、楽しい数日間を過

ごさせていただいたという印象です。裁判員裁判の意義として、司法への理解の拡大や一般感覚の反映という良い点があると何かで見ました。ニュースで見ていると、なんでこの事件がこれくらいの判決なんだろう、短かすぎるのではないか、などと思うことが多々ありましたが、実際自分たちが参加して話をしてみると、実際の事情や過去の判例から、公平性が保たれているなという印象を深く持ちました。一方で、過去のデータベースを見ると、どうしてもそこを目標にしてしまうという意識が働くことや、2月上旬に裁判員裁判があったのですけれど、その頃に裁判員裁判の判決が最高裁でひっくり返されたということもありまして、一般市民の感覚の反映という部分では、公平性を保つため、過去の判例を重視する部分もありますので、なかなか難しいなと思いました。

司会

ありがとうございました。続いて、2番の方が経験された事件について御紹介いたします。これは、被告人が精神疾患を患っていて、ライターで自宅の布団の上のブラウスに火を点けて自宅を全焼させたという現住建造物等放火被告事件です。この事件を担当された裁判員等経験者の2番の方、御感想や御意見をお伺いしたいと思います。

2番

一言で言えば、裁判員裁判に参加して良かったと思います。なぜかという、それ以後の裁判に関する報道の見方が変わったからです。それと、裁判所の人は忙しいんだということが分かりました。裁判所の人、ものすごい量の書類を抱えてバタバタされているのを見て、裁判員制度ってかえって大変なんじゃないのと思いました。私自身は、普段接することのないハイレベルな会話に参加させていただいて、語弊があるかも知れませんが、頭の体操になって、刺激を受けて楽しかったと思います。

司会

ありがとうございました。次は、3番の方と4番の方が関与された事件です。住居侵入、強姦致傷被告事件です。最終的には強姦致傷のみの認定ということになりました。男性の被告人が、出会い系アプリを通じて知り合った被害者の女性から、下着を買い取る約束をし、被告人が女性宅に赴いて、その際、被害者の女性に暴行を加えたり、カッターナイフで脅して強姦しようとしたのですが、被害者は窓から逃げて、強姦は未遂に終わったというものです。ただし、この際被害者は、加療2日間のけがをしたということで、強姦致傷ということになりました。

3番

裁判の2日間の中で証人尋問があつて、その時に感じましたことは、私たちが青春を過ごした時代とあまりにも違うというか、自分の下着を出会い系サイトで売るとか、想像もつかないような状況を見ますと、下着を売る行為自体が正当なのか、被害者が正しいのかなという感想を持ちました。

証人に立たれたのは、被告人の父と精神科の医師でした。お父さんの証言は、子供

を立ち直らせたいという親の悲哀のようなものを感じました。もう一人の精神科の医師の説明は、今ひとつよく分からないことがありました。医師が言うように、本当に二、三年後には被告人が正常になるのかというのは、今でも疑問に思っています。事象だけみれば、大したことはないようですけど、素人では分からない裁判官の見方、こういう風に考えて刑は決めればいいんだなという考え方を理解して、我々も刑を決めることができたと思います。いろいろな方向から刑を考えていくということについては、良い経験をさせてもらいました。ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。続いて、同じ事件を担当された4番の方、御意見、御感想をお願いします。

4番

裁判員になって、全てが初めての経験だったので、大変だったという思い出があります。ただ、参加してみて最終的には、自分の人生経験においてプラスになったと思っています。他人の人生や家庭環境を深く知って考える経験は、これまでになかったことですし、判決を出して他人の人生を決めるというのは、重い責任ですけど、考える良い経験をさせていただいたと思います。

司会

ありがとうございます。5番の方が担当された事件は、強制わいせつ致傷事件です。これは、被告人が、自転車で通行中の被害者に対して、その自転車の荷台を手で掴むなどして転倒させた上で、被害者のスカートの中に手を入れて下着を引き下げるといふわいせつ行為をし、その際、被害者にけがを負わせたという事件で、類似する事件2件について審理したということですが、この事件について、5番の方に御感想をお願いします。

5番

裁判員に選ばれたときは、自分に務まるか不安でしたが、今までにない経験ができるということで参加してみました。参加してみると、とても良い経験でした。今までにはニュースを見ても、事件のことについて深く考えることはなかったのですが、こうして経験してみると、被害者の気持ちや被告人の心情、家族の気持ちが良く分かって、自分が被害者ならとか、自分が被告人の家族ならなど、いろいろな立場からものを考えるようになったので、今後の人生に良い影響を与えてくれたと思います。このような経験をさせてもらって大変感謝しています。

司会

ありがとうございました。続いて、6番と7番の方に御担当いただいた事件について御紹介いたします。これは強姦致傷事件です。内容としては、被告人が、ホステスである被害者と、お店の外で飲食等をし、その後被告人が当時宿泊していたホテルと一緒に向かい、この部屋で被告人が被害者を強姦し、その際被害者にけがを負わせた

とされた事件です。

6番

まず、裁判員裁判の封書が届いたときは、新卒の詐欺かなと思いました。最初は信用していなかったのですが、やり取りをしている間に、自分が選ばれたんだなと分かりました。私は、父母の仕事の関係上、家庭で犯罪の話をするが多かったこともありまして、また、テレビなどで刑事事件のニュースを見て、再犯防止のためには、もっと重い刑でもいいのではないかという偏った考え方をしていたのですが、今回の事件は、被告人は無罪を主張されていまして、もし、この人が本当に無実だったらどうしようとか、逆に犯罪者なのに間違っただけで無罪にしたらどうしようとか悩んでいましたが、裁判長が、最初に、「感情に左右されることなく、裁判所に提出された書類や証言によって、真っ白な頭で判断をしてください。」とおっしゃっていただきましたので、今までであれば、強姦とか聞くと女性の立場で考えてしまっていたのですが、自分なりに真っ白な頭で考えることができたと思いますし、どこか他人事だった裁判に実際に参加して、良い経験ができたと思います。

7番

裁判員の候補に選ばれたという通知が来たとき、自宅が裁判所から遠方ですので、何日間か通い続けるのはきついなという気持ちがあったのですが、せつかくの機会に、国民の感覚を裁判に反映したいと思って参加させてもらいたいという意気込みで参加しました。裁判所に来るまでどういう事件か分かりませんでしたが、裁判所に来てみると、資料には強姦致傷だと書いてあって、内容的には厳しいことが書いてあったので、これを自分が裁くのかなと、ショックもありました。ただ、裁判が始まってみると、多くの方が言われているように、実際の事件の残酷さとは切り離して考えると、普段経験できないようなエキサイティングで楽しい経験だったと思います。裁判員に当たる確率は、60年の間に1%くらいのものでありますから、宝くじに当たったようなものだと思います。もう1回当たる可能性もありますが、次回当たったら、今回の反省を踏まえてこういう風にやってみようという気持ちもあります。テレビで事件を見るときに、どういう風に判決が決められているか、どういう観点で判決が出されているかといったことにも着目するようになり、大変良いことだったと思います。

司会

ありがとうございました。続いての話題ですが、ここからは分かりやすい審理、ないしは分かりやすい評議について、こういう風にした方がよかったのではないかとか、こういう所が分かりやすかったなどということがありましたら、御意見をお伺いしたいと思います。

例えば、裁判員等経験者1番の方や2番の方の事件は、それぞれ精神科の医師が証人として証言をされた事案だったと思います。これについて、どのような感想をお持ち

ちになったかお伺いしたいと思います。

1 番の方が担当された事件では、医師がプレゼンテーションソフトを使っただけの説明をされた後、検察官及び弁護人から質問を受けるというスタイルであったと聞いています。こういったスタイル等を含めて御感想をお伺いできればと思います。

1 番

心神耗弱については、争点ではなかったもので、注意深くは聞いていたわけではありませんでした。質問も、被告人が心神耗弱であることを前提とした質問だったので、淡々と進んだ印象です。パワーポイント自体は、分かりやすいとも分かりにくいとも言い難い感じでした。証人が、具体的エピソードについて話をされていましたが、自分の日常生活とは結びつかず、ピンと来ないところもありました。ただし、今回の事件の証言としては充分だったと思います。

司会

2 番の方の事件では、責任能力が大きな争点の一つでした。医師 2 名が証人として来られて、プレゼンテーションソフトを用いることなく尋問を行いました。いかがだったでしょうか。

2 番

一言で言うとわかりにくかったです。証人の医師の内の一人が尋問中に立腹されたこともあり、証言が投げやりになった感じもありました。その先生は、鑑定留置中の観察の結果を述べられたのですが、その時の診断よりも、犯行当時の被告人の状況については、その時周囲にいた人の方が詳しいと思うし、医師の鑑定はあまり当てにならないと感じました。犯行当時に精神障害があったかについて、鑑定を基に判断するのは、難しいんだなと思いました。結局は、犯行当時に周りにいた人の言動や観察の結果から判断した方が合っているのではないかなと思いました。

2 人の医師の見解の対立点については、よくわかりませんでした。証言の日が別々の日であったこともあり、わかりにくかったです。同じ日に話を聞く方が良かったかも知れません。

司会

ほかの事件についてもお伺いしたいと思います。例えば、3 番、4 番、5 番の方が関与された事件では、被害者の方が、法廷に来て証言するのではなく、検察官が、供述調書、つまり被害者から話を聞いて文章にしたものを法廷で読み上げましたが、それについて、被害者本人から話を聞いたかったという感想は持たれませんでしたでしょうか。

3 番

被害者は女子高校生ですから、法廷に呼ぶのは、精神的なダメージを受けていると思いますし、それに輪を掛けるようなことになるのではないかと思うから、呼ばない方がよかったと思います。

4番

3番の方と同じ事件ですけど、被害者は未成年の女性なので、本人次第でしょうが、嫌なら来ないでいいと思います。

5番

検察官が、調書を読み上げてくださいます、それで十分に伝わりました。調書の中には、被害者の女性が、被告人には二度と会いたくないという言葉もあったので、被害者の方が法廷まで来るのは、大変なことなんだなと思いました。

司会

6番、7番の方が関与された事件は、強姦については否認するという事件でした。その中で、被害者の証人尋問を、法廷ではなく別室で、音声と映像を通じて行うという形を取ったわけですが、証人尋問をした感想はどうでしょうか。伝わりにくいなどの印象はなかったでしょうか、あるいは、こういう方法でも十分に伝わるという印象を持たれましたでしょうか。

6番

性的な事件ですから、別室での中継という方法は適切だったと思います。別室でも、被害者は号泣されながらお話をされていまして、証言だけでなく、裁判所に行くだけでも相当つらかったのではないかなと思いました。当初2日間にわたって証人尋問を行う予定でしたが、証人が辛いということで、1日にしてほしいという希望もありました。そのような、証人の心理的背景を鑑みると、別室で尋問をすることで、充分だったと思います。

7番

性的被害を受けられた方でありまして、モニター越しで尋問するのは適切だったと思います。ただ、裁判員から被害者の方に対して質問するに当たって、証人の体調のこともあり、1日しか尋問ができないという事情から、質問を一つにまとめてほしいというリクエストがあったため、確認の質問ができなかったり、聞き忘れたことを聞き直すことができなかったという点では、完全には満足できなかったです。

司会

皆様方から、審理の進行、例えば証拠調べのあり方や裁判所の審理の進め方に関して、ここはこんなやり方の方がよかったのではないかなどの御意見等はございませんでしょうか。

7番

私が担当した事件では、検察官から被害者のけがの状況を撮影した写真が提出されたのですが、我々がそれを見て、どのように判断すべきなのかという道筋がないと思いました。写真に写っているけがが、どのように殴られたけがだとか、机にぶつけたけがなのかとかは、自分の経験からは判断できません。私としては、けがについて、診断した医者の方の所見を聞いたかったという気持ちがあります。

3番

私が担当した事件では、被告人と被害者の間で示談が成立していました。私の個人的な意見ですが、被害者の気持ちとして、示談が成立して慰謝料をもらっているのに、なおかつ刑事告訴するのかと疑問に思いました。告訴の制度の話については裁判長から説明を受けたので、理解はできます。

司会

それでは、検察官から裁判員等経験者の方に御質問がありますでしょうか。

松尾検事

2番の方が経験された放火の事件で、被告人の捜査段階における取調べのDVDが流れていたと思います。取調べの状況や、被告人が捜査段階で語っていた内容が信用できるかの判断をするに当たって、このDVDが有益だったか、再生時間が長すぎる若しくは短すぎるという印象はなかったか、また、この事件では、検察官の再生の後に、弁護人からも見てもらいたい部分が、かなり長めに再生されましたが、この再生の方法について、工夫すべき点や改善すべき点はなかったかの3点について御意見をいただきたいと思います。

2番

1点目について、DVDを見たのは有益だったと思います。2点目について、再生時間については、長いとは感じませんでした。3点目について、検察官と弁護人の双方がそれぞれ見てほしい部分があるなら、見ればよいと思います。

それ以外で気付いたことですが、法廷での証言について、特に証言者の声が小さくて、聞き取れないことがありました。

中山検事

検察官は、冒頭陳述についてメモを渡して口頭で説明するというやり方を一般的にしています。また、審理の最後の論告求刑についても同様の方法をとっています。そのほかに、証拠の取調べや証人尋問や被告人質問などにおいて、検察官のこの辺は、もっとこうしたほうが良いとかこの辺が分かりにくいとかそういった御意見はございませんでしょうか。

1番

検察官の資料は分かりやすかったです。時系列で書かれてあり、内容的にも問題はなかったと思います。弁護人の書面も同様ですが、いずれも最初に結論ありで作っているなという印象を持ちました。私が担当した事件は、有罪無罪の話ではなく、情状酌量の問題でした。被告人に対する検察官の質問で、被告人の夫を責めるような質問をしていた時は、なんの意味があるのだろうと思ったりもしましたが、全体としては筋の通った説明をされていて問題なかったと思います。

2番

冒頭陳述は、裁判の初日なので、どういう風に見ればいいのかと戸惑いながら一日

目が終わったという印象があります。よいかどうかは分かりません。慣れてきてから見れば分かったと思います。

3番

冒頭陳述メモは理路整然として分かりやすかったです。私が担当した事件は、検察官と弁護人の主張にそんなに大きな差がなかったこともあります。分かりやすかったです。

4番

事件の概要については、メモを見て知ることができたし、分かりやすかったです。ただし、弁護人の意見と違う部分もたくさんありましたし、検察官の主張が本当にそうかなと疑問に思うことがあったのも事実です。

5番

検察官の冒頭陳述メモは、カラーで印刷されていたので、とても分かりやすかったです。特に被告人の事と被害者の事を色を変えているところとか、箇条書きにしているのを見て、これを見たら言い分と事件の内容が一目で分かると思いました。

6番

私が担当した事件では、この部分の証拠はこれだよなどと書いてあったので、法律に不慣れな私から見ても分かりやすいメモで、きれいに整理されていました。後で見返しても分かりやすいなと思いました。

弁護人の冒頭陳述メモも、最初は、検察官のメモのフォーマットに似た感じで書いてあって、分かりやすいかなと思ったのですが、最後の弁論になるとワードとパワーポイントを織り交ぜて書いているとか、時間がとびとびで書いてあるとか、事件に関する事ではなくて、一般的にはこうですよという書き方が多かったです。正直な感想を言うと、本当に被告人を守る気があるのかなと感じる表現が多かったかなという印象があります。この事件では、当初は国選弁護人だったけれど、途中から私選弁護人に代わられたようでしたが、ちゃんと連携がとれているのかなと疑問に思うような内容のメモになっていました。無罪にしたいのかそうでないのか分からないようなまとめ方をしていると思いました。後から見ても表現が抽象的で、何度見ても分からなかったです。ある程度フォーマットを統一した方が、分かりやすいかなあと個人的には思いました。

7番

6番の方が言われたように、検察官の資料は分かりやすく、理路整然と説明されていたという印象です。弁護人については、あえてここでは言いませんが、いろいろありました。

今日は意見交換会なので、私も検察官に聞いてみたいのですが、今回の事件では、被害者だけではなく、被告人自身もかかると血が流れるようなけがをしたと主張していました。証拠で提出されていた血痕の写真は、被害者の血か被告人の血かについて、

説明がなかったのですが、その辺はどうでしょうか。

中山検事

私も検察官を十数年やっておりますが、裁判員裁判が始まってから、その辺をどう
いう風に考えるのかというのは、検察庁内でも意見の分かれるところですし、裁判所
とお話をしても、いろいろとお考えがあるところです。基本的には、裁判員の方
が参加する裁判については、情報量を極力少なくしていこうという発想とか方針があ
ると思います。昔でしたら、裁判官にいろいろな証拠を出していた時期もあったので
すが、最近では、裁判所も、できるだけ分かりやすく、ポイントを絞って立証してくだ
さいとおっしゃいますし、私の方も、できればそういう方針で臨もうと思っています。
ですので、提出する書類も以前と比べるとぐっと少なくなっています。7番の方がお
っしゃった点については、確かに疑問に思われるかも知れませんが、そういうところの
証拠を出しておけば、疑問がすっきり解消されたかも知れませんが、何を出して何を
出さないかというのは、事案に応じてその都度判断することになります。今日いただ
いた御意見は、今後の裁判に生かしていきたいと思います。

7番

もう一点あります。証拠で、防犯カメラのビデオを見せていただいたのですが、入
れ替わり立ち替わりタクシーや人が出入りする映像だったので、どれが被告人か分か
りませんでした。こういう映像については、「今入ってきたのが被告人です。」とか、「今
立ち話をしているのが被告人と被害者です。」などの説明をしてもらわなければ、分か
らないと思います。できたら改善していただきたいです。

中山検事

この点については、私も改善した方が良くと思います。次回以降の裁判において改
善していきたいと思います。御意見ありがとうございます。

司会

弁護士から、裁判員等経験者に対して質問がありましたらどうぞ。

上野弁護士

検察官と同様に、弁護人の作成する冒頭陳述や弁論についても皆様の御感想をお聞
かせたいです。ちなみに、弁護人の場合は、一人一人で全く違ってきます。
私は、3番の方と4番の方が御担当された事件の弁護人でしたが、冒頭陳述は簡単な
メモにして、弁論はかなり詳細に書いたのですが、感想はどうだったでしょうか。

1番

自分の時は、分かりやすかったと思いました。被告人の処遇についての主張は理解
できました。

2番

分かりやすかったと思います。ただ、散漫な気がしました。

3番

非常に分かりやすかったですし、どういう判決を望んでいるという意図はすぐに汲み取れました。

4番

私は、むしろ弁護人の文書の方が、検察官の文書より分かりやすかったです。検察は、「…疑問である。」という書き方が多かった印象があります。

5番

弁護人の文書は、表などを利用していなかったもので、じっくり読まないと分かりにくかったです。

6番

先ほど言ったように分かりにくかったです。主張は、時間の経過に沿って書くべきだと思いました。ワードの文書も分かりにくいと思いました。無実を主張しているので、致し方ないかなとも思いますが、性犯罪の事件なのに、被害者とされる方への配慮を欠いていたように思います。性行為を「いやしの時」などと言うのは、傍聴人などからみてもどうかなと思われる気がします。事件の種類にもよると思いますが、表現方法を考えられた方が良いと思います。

7番

6番の方が言われたように、表現にデリカシーがないと思います。被害者が更に傷ついているんじゃないかと思われる表現もあって、それが被告人のメリットにもなっていないので、その辺は気をつけられた方がいいんじゃないかなと思いました。

被害者に対する質問の中で、裏付けがとれていない質問や意味が分からない質問というのが結構あって気になりました。例えば、弁護人が被害者に「あなたは仕事上で〇〇という女性を知っていますよね。」と聞いて、証人が「知りません。」と答えてそこで終わったり、「あなたは〇〇で被害届を出してますよね。」と聞いて、証人が「それが何か関係あるんですか。」と言いつ返されて、「関係あるんです。」と言っていたんですけど、結局最後までその話は何もなかったというようなやりとりがありました。聞いている方からすると、今の質問はなんだったのかなというところが結構ありました。また、最終弁論の時に、弁護人が何枚もの書類を作っていたんですけども、半分ぐらいのところまで、時間がなくなって終わっちゃったというのも気を付けられた方がよいと思いました。

2番

7番さんと同じですが、弁護人の質問で意図が分からない質問がたくさんありました。その質問で、どんな答えを引き出したいのか最後まで分からないことがありました。

司会

最後に、これから裁判員になられる方へのメッセージということでお伺いできればと思います。1番の方からお願いします。

1 番

裁判員を経験した後では、ニュースや事件に対する見方が変わってくると思います。裁判員裁判に参加することによって、自分が罪を犯したり、被害者になったとしても、公平な裁判が行われていると思うようになります。良い経験となると思いますので、選ばれた際には、ぜひ参加してほしいと思います。ただし、最終的に裁判員になることが決まってから裁判員裁判が始まるまでの間に少し時間をおいてほしいと思います。

2 番

選ばれたら、百聞は一見にしかずで、参加された方がよいと思います。審理中は、忘れずにメモを取った方がよいと思います。

3 番

民事裁判と刑事裁判は、全く違うということがよく分かりました。刑事裁判では、文章に表れない人の心理の面からも考えることが必要だと思いました。人の心理について、より深く考えることができましたし、勉強にもなりました。私自身、この経験は貴重なものだったと思いますし、当たった方は受けられた方がよいと思います。

4 番

私も2番の方と同じで、疑問に思ったことはメモをしておくことが大事だと思いました。評議の時に疑問に思うこともありました。

5 番

裁判員の経験は、とても良い経験でした。これからの人生観が変わると思いました。一つの事件に深く考えるし、いろんな立場でものを考えられると思います。受けた方がよいと思います。

6 番

貴重な経験をさせていただいたと思っていますし、やって良かったと思っています。今後当たった方は、是非、積極的に参加することをおすすめしたいと思います。普段は、人間関係のしぐらみもあり、言いたいことを言えないこともあります。裁判員裁判に関しては、裁判官が、どんな意見も貴重な意見と捉えてくださっていますので、活発な意見交換ができたんじゃないかなと思います。

7 番

平日の日中数日間にわたって、審理や評議に参加しなければなりません。あつという間に過ぎちゃいますので、是非やっていただきたいと思います。自分が、将来、被害者や被告人になる可能性もゼロではありませんが、そういった時にどういう振る舞いをすべきか、弁護士とはどういう風に打合せをしたらいいのかなどということに対するヒントが得られると思うので、是非参加して、積極的に発言をしていただきたいと思います。

司会

皆様，貴重な御意見をいただきありがとうございました。最後に参加した裁判官，検察官，弁護人から，今日の感想などをお伺いしたいと思います。

松田裁判官

本日は，ありがとうございました。いろいろな意見が出て，面白く聞かせていただきました。是非，今後の参考にさせていただきたいと思います。

中山検事

皆様方から貴重な経験をしたとおっしゃっていただきましたが，裁判員裁判に立ち会っている我々も貴重な経験をさせていただいています。今日は，7番の方の鋭い質問もあり，私達自身も勉強になりました。今後ともこういった形で御意見をお聞きしたいと思います。本日は，本当にありがとうございました。

松尾検事

本日は，ありがとうございました。私自身は，裁判員制度が導入が決まったときの広報活動において，裁判員制度は，「他人事だった裁判を自分のこととして考えて，よりよい社会の実現を目指す制度」と説明していました。今日お越しいただいた裁判員等経験者の方が，良い経験だったとか，ものの見方が変わったなどと発言されるのを聞いて，法律家である我々も心強く感じました。裁判員裁判を経験していると，法律家にとって当たり前のことが全然当たり前でないとか，こういう事をきちんと説明しないと分かってもらえないということを毎回痛感させられます。

裁判員等経験者の皆様には，御自身が経験したことを周りの方に伝えていただき，より良い社会の実現に向けて御協力いただければと思います。

東川弁護士

貴重な御意見をいただき，ありがとうございました。検察官も言われたように，我々が，当たり前だと思って弁護をしていますが，そうではなくて，疑問に思われていることがよく分かりましたし，こういうところが分かりにくいところも，自覚はしていますが，なかなか御意見として伺うことがないものですから，本日は貴重な機会になったと思います。御意見を生かして，分かりやすい弁護をしていきたいと思っています。

上野弁護士

本日は，ありがとうございました。皆様の意見を聞いて，非常に勉強になることがたくさんありましたし，熱心に裁判員裁判に取り組んでいただいていることが良く分かりましたので，今後ともしっかり弁護活動に取り組んでいこうと思いました。

司会

それでは，これをもちまして意見交換会を終了します。

本日はありがとうございました。

総務課長（進行）

ここからは，報道記者の方からの質問の時間にしたいと思います。

記者A

裁判員等経験者の1番と2番の方にお聞きしたいのですが、ニュース等の見方が変わったと言われましたが、具体的にどのように変わったのか教えていただけないでしょうか。

1番

私が担当した事件は、殺人で執行猶予がついた事件だったのです。以前の感覚では、普通に1分や2分で終わるニュースだけ見ていれば、母親が実の子供を殺した事件で、なんで刑務所に入らないんだとか、5年から10年くらいは刑務所に入るだろうという勝手な認識を持っていたらと思うんですが、裁判員を経験することで、その裏には、例えば今回の事件には、精神病や周りの環境の変化で心が弱っていった結果、事件が起こってしまったので執行猶予が付いたということで、紙で見た事件の裏には、執行猶予付きになる事情がしっかりあるということが分かりました。裁判員経験後には、興味を持って、何件か裁判に傍聴に行きました。自分の中では感覚が変わったんじゃないかなと思っています。

2番

7番の方がおっしゃっていましたが、自分が被告人の立場になったとき、どのように振る舞うべきかが分かるようになりました。最初事件の内容を見たとき、こんなに長く裁判をするのかと思いましたが、始まってみると、そんなに単純でもないことが分かり、裏にはいろいろあるんだなということが分かりました。自分をその立場においてみるという見方ができるようになりました。

記者B

お仕事をされている方にお伺いしたいのですが、裁判員裁判に出頭するために、お休みをくださいという事に対して、職場の周囲の方の理解はどうだったでしょうか。例えば、「良い経験だから行ってきてください。」と言われたり「そんなに長く休むんですか。」と言われることもあるかと思いますが、差し支えない程度で教えていただけますでしょうか。

1番

会社には、裁判員として出頭するための特別休暇制度があります。上司に相談し、良い経験だろうと言われて、特別休暇で休ませてもらえました。裁判の時期が、2月上旬で、繁忙期でなかったことも良かったと思います。3月4月の繁忙期なら話は変わったかもしれません。

ただ、裁判員になるかどうかは、最初の日に行ってみないと分からないということなので、休みが取りづらいというところがあります。希望とすれば、選ばれたら1週間か2週間後に裁判を始めたら仕事の調整がしやすいということになります。

7番

私は、会社の中でも自分の裁量でやっている部分が多いので、できるかできないかと言われればできるんですが、自分でないといけない仕事に関しては、折に触れて会

社に電話したり，メールのやり取りで対応できました。

6 番

私の職場では，裁判員制度の出頭休暇という特別休暇制度がありましたので，特に困ることなく休みを取れる環境にありました。仕事の代替も頼めました。

5 番

私も特別休暇がありましたので，年休を取得することなく休めました。周りの人の理解もとてもあって，興味を持ってくれて，どうだったと聞かれるようなこともあったし，話せる範囲で話しました。

記者C

今回御担当された事件で，残虐な映像等を見たり，人の人生を左右する判断を迫られることでストレスがかかることが想像できますが，皆様はどうだったでしょうか。

1 番

何もないです。私が担当したのは殺人事件ですが，遺体の写真は出てきませんでした。量刑を決めるに当たってのストレスもなく，快適に睡眠もできました。

2 番

人の人生を左右するというのではなく，最終的には，先例にならった判決になったので負担とかは全く感じませんでした。

3 番

私自身は，ストレスは感じませんでした。同僚の裁判員はすごいストレスを溜めていて，判決の前日には，「もう明日は来たくない。」とも言っていましたが，裁判長が説得されて，結局来ていました。ストレスの溜め方は，性格や立場によっても違うのではないのでしょうか。

4 番

私はストレスは感じませんでした。人によって違いもあると思います。事前にやるかやらないか選択する場面もありましたし，どうしてもやりたくなければ辞退することも可能だったので，まあよかったと思います。

5 番

私もあまりストレスは感じませんでした。初日に裁判長から，「裁判所から一歩外に出たら，事件のことは忘れてください。」と言われたので，そのことを頭に入れて裁判中は過ごしました。また，裁判が始まる前に，ストレスに悩んだときは相談できるフリーダイヤルの相談窓口を教えてもらっていて，もしもの時はそこにお電話しようと思っていましたが，お世話になることはありませんでした。

6 番

私が担当していた事件は，無罪か有罪かというところで対立していましたので，人の人生を左右してしまうかもしれないというところでは，悩まなかったと言えば嘘になりますが，眠れなくなるというほどのストレスを抱えることはありませんでした。

また、私は、仕事柄日常的に人の体を切った中を見ているので、被害者の写真も見ましたが、特段ショックを受けることはなく、ストレスを感じることもありませんでした。

7番

私も特にストレスや心理的不安を感じることはありませんでした。裁判員と裁判官が、十分に評議を尽くして結論を出したので、心残りもありません。

記者A

最後に、皆様に挙手でお尋ねしたいことがあるのですが、裁判員になる前に、裁判所に刑事事件の傍聴に来たことがある方はどれくらいいらっしゃいますか。

(挙手をした裁判員等経験者 なし)

それでは、裁判員を経験した後に、個人的に裁判所に傍聴に行ったことがある方はどれくらいいらっしゃいますか。

(挙手をした裁判員等経験者 1名)

総務課長 (進行)

以上をもちまして裁判員等経験者の意見交換会を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。